

随意契約理由書

件名	旧庄内温水プール代替水泳教室事業 (令和4年度(2022年度)10月~3月 履正スイミングクラブ十三 開催分)
契約の相手方	学校法人履正社
根拠法令	地方自治法第167条の2の2号
随意契約理由	<p>旧庄内温水プール利用者の代替措置であることから、委託事業者は、旧庄内温水プールから近接した立地の事業者である必要があります。地方自治法第167条の2の2号に基づき、その性質又は目的が競争入札に適しないもののため、旧庄内温水プールと近接した立地である履正スイミングクラブ十三の事業者である学校法人履正社と随意契約するものです。</p>
備考	